

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正  
鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇訓令 官報報告規程の一部改正

## 規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

### 鳥取県規則第六十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中二の十八の次に次のように加える。

(十九) 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例第五条に基く手数料

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

### 鳥取県規則第六十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表九十七、九十八、九十九、百及び百一の「ドライクリーニング師」を「クリーニング師」に改める。

別表百五十の次に百五十一として次のように加える。

百五十一 理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の二の規定に基づく理容所または美容所の検査手数料  
千円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年十一月二十五日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第二十六号

庁 中 一 般

官報報告規程(昭和二十五年八月鳥取県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

昭和三十年十二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第二条第四号中「告示及び結果」の下に「並びに市町村長の選挙の結果」を加え、同条第七号中「県公安委員会委員」の次に「人事委員」を加える。

第二条第八号を次のように改める。

八 地方事務所、県税事務所等各種事務所及び市町村の事務所の設置、変更及び廃止

第二条第十号を次のように改める。

十 県民税、事業税及び不動産取得税について法定事項以外の納期又は税率を定めた場合並びに法定外普通税又は目的税を新設、変更又は廃止した場合のその要旨

第二条第十二号を次のように改める。

十二 一般会計及び特別会計の予算の総額及び決算の状況

第三条を次のように改める。

第三条 各課長は、当該課分掌事務につき官報報告事項に該当する事件が生じたときは、別記様式により原稿三部を作成し、遅滞なく官報報告主任に報告しなければならない。この場合、条例、規則及びその他の規程については、県公報四部をもつてこれに替えることができる。

別記様式を次のように改める。

別記様式

様式第一号(議会の招集)

鳥 取 県

◎議会 ×月×日(定例)(臨時)県議会を招集した。

付議すべき議案は、次のとおりである。

.....  
.....  
.....

(注) 1 定例及び臨時の区分を明記のこと。

2 付議すべき議案は、簡潔に簡条書きとすること。

様式第二号(議会の閉会)

鳥 取 県

◎議会 ×月×日招集した(定例)(臨時)県議会は×月×日(同日)閉会した。

議決事項(及び主な議案の審議経過)は、次のとおりである。

.....  
.....

(審議経過) ×××を修正して可決した。



鳥 取 県  
◎選挙 ×月×日(知事)(議会の議員)の選挙を行う。

(注) 知事及び議会の議員の区分を明記のこと。

様式第七号(選挙の結果)

鳥 取 県 (××市町村)

◎選挙 ×月×日(知事)(議会の議員)(××市町村長)の選挙を行った結果、次の者が当選した。

(.....)党 (男 女)

(注) 知事については、党派別、性別を記載すること。

様式第八号(直接請求)

鳥 取 県

◎直接請求 昭和××年×月×日受理した直接請求は、次のとおりである。

一 請求の要旨 .....

二 経過 .....

三 結果 .....

(注) 経過及び結果については、要旨を簡潔に記載のこと。

様式第九号(住民投票)

鳥 取 県

◎住民投票 昭和××年×月×日地方自治法第××条の規定により行われた投票の経過及び結果は、次のとおりである。

一 経過 .....

二 結果 .....

有権者数 .....

投票者数 .....

賛成者数 .....

反対者数 .....

様式第十号(人事異動)

鳥 取 県

◎人事異動 次のとおり人事異動があつた。

新 旧 氏 名

.....  
.....  
.....  
.....

(×月×日付)

様式第十一号(人事異動)

鳥 取 県

◎人事異動 ××委員(議長及び副議長)は×月×日任期満了し(退職し)(失職し)(辞職し)(罷免され)(欠

員であつたところ)、×月×日次の者が選任(選挙)(補欠)(再選)された。

××委員(議会選出) 氏 名  
【(議長)(副議長) 氏 名】

様式第十二号(人事異動)

鳥取県

◎人事異動 ×月×日××委員(議長及び副議長)に次の者が選任(選挙)(補欠)(再選)された。

××委員 氏 名

様式第十三号(事務所の位置)

鳥取県(××市町村)

◎事務所 昭和××年×月×日××を次の位置に設置した(××の位置を次の位置に変更した)(××を廃止した)。

×××××

様式第十四号(組合)

鳥取県

◎組合 ××県と○県(市町村)とで、××年×月×日××組合を設置した(○○県とで設置した××組合の規約の全部を次のように変更した)(○○県とで設置した××組合は、××年×月×日解散した)。

(注) 1 組合の設置及び規約の全部変更のときは、規約を記載すること。なお、規約の一部変更については、報告の必要がないものであること

- 2 二以上の県が関係しているときは、庶務を行う県から報告すること。
- 3 協議会、機関の共同設置についても、右に準ずること。

様式第十五号(地方税)

鳥取県

◎地方税 鳥取県民税(事業税、不動産取得税)の納期(税率)を次のように定めた。

(注) 法定事項以外の納期及び税率を定めた場合のみ記載すること。

様式第十六号(地方税)

鳥取県

◎地方税 ××を地方税法第××条の規定による法定外普通税として、次のとおり新設(変更)した。

- 一 納税義務者
- 一 課税標準
- 一 課税客体
- 一 賦課期日
- 一 税率
- 一 課税免除
- 一 非課税の範囲

- 一 納期
- 一 申告時期
- 一 その他

(注) 水利地益税についても右に準ずること。

様式第十七号 (公営企業)

鳥 取 県

◎公営企業 ×年×月×日次の企業に地方公営企業法第××条(……………)の規定を適用した。

様式第十八号 (予算)

鳥 取 県

◎地方財務 昭和××年度××歳入歳出予算は(×月×日追加更正の結果)、次のとおりである。(昭和××年×月×日現在)

一	……………	円	……………	円増(減)	……………	の増(減)
二	……………		……………			
一	……………		……………			
二	……………		……………			
一	……………		……………			
二	……………		……………			

(注) 1 款項以上について記載すること。

2 追加更正の場合には、追加更正前との増減差額及びその主な増減内容を略記すること。

様式第十九号 (決算)

鳥 取 県

◎地方財務 昭和××年度××歳入歳出決算は次のとおりである。

円

一	……………
二	……………
一	……………
二	……………
一	……………
二	……………

(注) 款項以上について記載すること。

附 則

この規程は、昭和三十一年一月一日から施行する。